

5（仮称）第2期つくば市子ども未来プラン策定支援業務委託

公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本事業は、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく市町村における子どもの貧困対策計画である「つくば市子ども未来プラン」（以下「プラン」という）の改訂に向けた基礎資料とするため、子どもの貧困に関する支援情報等を集約したデータ（以下「集約データ」という）の分析を実施し、報告書を作成するほか、可視化された課題に対して、改善及び支援策の検討を行う。

これらを踏まえ、価格のみではなく事業者に係る業務実績、専門性、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結するため、公募型プロポーザルにより契約の相手方となる候補者を選定するものとする。

2 事業概要

(1) 事業名

5（仮称）第2期つくば市子ども未来プラン策定支援業務委託

(2) 事業内容

別紙「5（仮称）第2期つくば市子ども未来プラン策定支援業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年（2024年）3月15日まで

(4) 予算（見積限度額）

3,350,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

3 参加資格要件

この公募開始の日から契約締結までの日において、次の要件を満たしているこ

と。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づくつくば市の入札参加の制限を受けていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団でなく、かつ、その役員が茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等でないこと。
- (4) 茨城県建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成 6 年 7 月 14 日付け監第 692 号）、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準又はつくば市入札参加指名停止等措置要綱（平成 6 年つくば市告示第 15 号）に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。ただし、申立てをしている場合であっても、更生手続開始決定後又は再生手続開始決定後につくば市が一般競争入札参加資格の再認定をしたときは、この限りでない。
- (6) 市税、都道府県税、所得税、法人税及び消費税について未納がないこと。
- (7) 過去に国（独立行政法人を含む。）及び地方公共団体が発注した、市町村子供の貧困対策計画策定支援業務又は子どもの貧困に関する実態調査業務の実績を有すること。

4 資料の配布

(1) 配布する資料

ア 5（仮称）第 2 期つくば市子ども未来プラン策定支援業務委託公募型プロ

ポータル実施要領

イ 5（仮称）第2期つくば市こども未来プラン策定支援業務委託仕様書

ウ 提出書類(様式)一式

(2) 配布期間

令和5年(2023年)4月3日(月)15時から令和5年(2023年)4月12日(水)17時まで

(3) 配布場所等

こども部こども未来課で配布する。また、市ホームページに掲載する。

5 応募申込書の提出

(1) 提出書類

ア 応募申込書(様式1)

イ 参加資格に関する誓約書(様式2)

ウ 会社概要(任意様式)

会社名、会社設立年月日、所在地、技術者数、業務概要、経営規模、経営状況、連絡先(担当者氏名、電話番号、FAX番号、E-mailアドレス)を必ず記載すること。

エ 過去の業務実績(様式3)：契約書の写しを添付すること。

オ 本業務の推進体制(様式4)

カ 法人税、消費税及び地方消費税、市民税の各納税証明書一式：写し可(直近2年分)

キ 商業・法人登記簿謄本又は登記事項証明書：写し可(法務局発行)

(2) 提出部数

正本1部、副本1部の合計2部提出すること。

(3) 提出期間

令和5年(2023年)4月3日(月)15時から令和5年(2023年)4月12日(水)17

時まで

(4) 提出先

つくば市こども部こども未来課こども未来係

(5) 提出方法

事前に電話にて来庁日時を連絡し、持参すること。

(6) 辞退について

応募申込をした後に応募を辞退するときは、応募辞退届出書(様式6)を令和5年(2023年)4月12日(水)17時までに提出すること。

6 応募申込の選定・非選定通知

応募申込書を提出した者が4者以上となった場合、書面審査を行い、開設実績及び運営実績等から3者を企画提案書の提出者として選定する。但し、同評価の提出者が3者を超えて存在する場合はこの限りではない。この場合、選定結果を応募申込書提出者全員に対して通知し、企画提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、その理由(非選定理由)を付して通知する。

7 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書(任意様式、A4用紙5枚以内)

(ア) データ分析項目の設定に関する提案

(イ) データ分析実施方法に関する提案

(ウ) データ分析対象の抽出に関する提案

(エ) 集計・分析方法、今後必要となる施策の提案

(オ) その他業務目的を達成するために必要な提案

イ 業務工程表(任意様式)

ウ 参考見積書(任意様式、業務項目に合わせ算出根拠等を詳細に記載すること)

と)

(2) 提出部数

正本 1 部、副本 9 部の合計 10 部提出すること。

(3) 提出期間

令和 5 年(2023 年) 4 月 13 日(木) 9 時から令和 5 年(2023 年) 5 月 2 日(火)17 時まで

(4) 提出先

つくば市こども部こども未来課こども未来係

(5) 提出方法

事前に電話にて来庁日時を連絡し、持参すること。

(6) 受理の取消

応募した法人等が、応募申込書の提出日から委託法人等の決定日までの間に、次のいずれかに該当した場合は受理を取り消し、審査及び選定の対象から除外する。

ア 応募書類に虚偽の内容が記載されている場合。

イ 応募の採否の働きかけを行う目的で、応募者又はその関係者が直接又は間接に本市職員等と接触を持った場合。

(7) その他提出にあたっての留意事項

ア 提出書類は A 4 縦型フラットファイルに左綴じとし、書類にインデックスを貼ること。

イ 提出された書類は、返却しない。

ウ 書類提出に係る費用は、提出者の負担とする。

8 実施要領の内容に関する質問

(1) 質問の受付

質問は、質問書(様式 5)で電子メールにより提出することとし、提出後電話

で通知すること。なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及び電子メールアドレスを併記するものとする。

ア 質問の受付先 : 14 担当部局 (問合せ先) に同じ。

イ 質問の受付期間 : 令和 5 年 (2023 年) 4 月 3 日 (月) から令和 5 年 (2023 年) 4 月 7 日 (金) 16 時まで

(2) 質問に対する回答

令和 5 年 (2023 年) 4 月 11 日 (火) に電子メールで行う。

9 事業実施候補者を選定するための評価基準

(1) 審査方法

透明性及び公平性を確保し適正に事業者を選定するため、「5 (仮称) 第 2 期 つくば市こども未来プラン策定支援業務委託候補者選定委員会」を設置し、同選定委員会において企画提案書提出者のプレゼンテーションを基に、企画提案書の審査及び評価を実施し、本事業の委託事業者に最も適した候補者を選定する。

(2) 事業実施候補者の選定方法等

候補者選定委員会は、以下のとおり行う。なお、時間等の詳細については、別途通知する。

ア 実施場所 : つくば市役所

イ 実施日 : 令和 5 年 (2023 年) 5 月 11 日 (木) 予定

ウ 実施時間 : 1 事業者につき 30 分以内とする。

エ 出席者 : 4 名以内とする。

オ その他 : プレゼンテーションは企画提案書を用いて行うこととし、当日の追加資料の提出及び提示は認めない。

(3) 審査の基準

企画提案書の評価項目、判断基準及び配点は、以下のとおりである。

評価項目	評価の判断基準・評価の着目点
経験及び能力 (配点 20 点)	1 業務受託実績 2 本業務の推進体制
実施方針 (配点 50 点)	1 目的、条件、市の施策等の業務理解度 2 企画提案内容の具体性、有効性、実現性 3 当該事業に対する知識 4 地域特性の把握及び活用度と的確性 5 質問に対する応答の明確性
業務工程 (配点 20 点)	業務工程の内容が明確に示され、妥当性・実現性が高い場合に優位に評価する。
金額評価 (配点 10 点)	見積金額の妥当性と提案内容の整合性

10 事業実施候補者の選定・非選定

- (1) 企画提案書提出者の中から、審査及び評価に基づき 1 者を選定し、提出者全員に選定・非選定の旨を書面で通知する。

選定されなかった者に対しては、その理由（非選定理由）を付して通知する。

- (2) 選定された事業実施候補者と本市との間で契約条件等に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成し、本事業に係る業務委託契約を締結する。

なお、候補者と本市との協議が整わない場合、又は候補者が本事業を遂行することが困難となる場合は、一定の評価点を満たした次点候補者から順次協議を行う。

審査結果については、市ホームページで公表する。

11 取消

応募申込書を提出した者が、契約締結の時までの間に、次のいずれかに該当し

た場合は受理を取り消し、審査及び選定の対象から除外する。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 審査の公平性を害する行為があった場合

12 その他の留意事項

- (1) 提出期限までに応募申込書を提出しない者及び企画提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、企画提案書を提出できないものとする。
- (2) 応募申込書及び企画提案書の作成、提出及び候補者選定委員会の参加に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出期限以降における応募申込書、企画提案書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 選定された企画提案書の内容については、業務委託仕様書に適切に反映するものとする。
- (5) 提出書類は返却しない。提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、提出書類に係る情報公開請求があった場合は、つくば市情報公開条例（平成10年つくば市条例第20号）に基づき、当該提出書類を公開することがある。その場合、当該提案書類等の使用、複製及び公開を無断、無償で行うことができるものとする。

13 日程

契約締結までのスケジュール	
実施内容	実施期日
プロポーザル実施の公表	令和5年(2023年)4月3日(月)
実施要領に関する質疑受付	令和5年(2023年)4月3日(月)～4月7日(金)
質疑回答	令和5年(2023年)4月11日(火)
応募申込書の受付	令和5年(2023年)4月3日(月)～4月12日(水)

参加資格審査結果の通知	令和5年(2023年)4月13日(木)
企画提案書の受付	令和5年(2023年)4月13日(木)～5月2日(火)
選定委員会の開催	令和5年(2023年)5月11日(木) ※予定
審査結果の通知	令和5年(2023年)5月18日(木) ※予定
契約締結	令和5年(2023年)5月30日(火) ※予定

14 担当部局（問合せ先）

〒305-8555 つくば市研究学園一丁目1番地1

つくば市こども部こども未来課こども未来係

電話：029-883-1111

メールアドレス：wef044@city.tsukuba.lg.jp